

令和7年1月

伊那市議会臨時会議案
関係資料

令和7年1月28日

令和7年1月伊那市議会臨時会議案関係資料目次

議案第1号・第2号関係資料 給与改定等の概要について…………… 3

議案第1号・第2号関係資料

給与改定等の概要について

1 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 月例給

若年層から30歳台後半までの職員に重点を置きながら、全ての給料表の水準を引上げ（行政職給料表平均3%の引上げ）
初任給の引き上げ 大卒程度220,000円（23,800円増額）、高卒程度188,000円（21,400円増額）

(2) 一般職等の特別給

ア 令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。

職員等区分	手当区分	12月期			改正後 年間支給割合
		現行	改正後	増加月数	
一般職	期末手当	1.225月	1.275月	0.05月	2.50月
	勤勉手当	1.025月	1.075月	0.05月	2.10月
一般職（特定幹部職員※）	期末手当	1.025月	1.075月	0.05月	2.10月
	勤勉手当	1.225月	1.275月	0.05月	2.50月
定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.6875月	0.7125月	0.025月	1.40月
	勤勉手当	0.4875月	0.5125月	0.025月	1.00月
定年前再任用短時間勤務職員 （特定幹部職員※）	期末手当	0.5875月	0.6125月	0.025月	1.20月
	勤勉手当	0.5875月	0.6125月	0.025月	1.20月
特定任期付職員	期末手当	1.700月	1.750月	0.05月	3.45月
特別職及び議会の議員	期末手当	1.700月	1.750月	0.05月	3.45月

※ 特定幹部職員 = 部長級職員

イ 令和7年6月期及び12月期支給の期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化する。

(3) 寒冷地手当

寒冷地手当の引上げ (11.3%)

(4) 施行期日

ア (1)、(2)ア及び(3) 公布の日から施行し、令和6年4月1日から遡及適用 (4月から施行日までに支給された給料等に係る差額相当分を追加支給する。)

イ (2)イ 令和7年4月1日施行

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

(1) 一般職等の月例給

若手・中堅職員の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するため、各級の初号の額を引き上げる。

(2) 諸手当

ア 再任用された職員への手当支給の拡大 (住居手当及び寒冷地手当を支給)

イ 扶養手当額の改定

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額する。

扶養親族区分	扶養手当額		
	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	0円
22歳未満の子※	10,000円	11,500円	13,000円
22歳未満の孫及び弟妹 60歳以上の父母及び祖父母 重度心身障害者	6,500円	6,500円	6,500円

※15歳から22歳までの子の加算5,000円は現行どおり。

ウ 地域手当の廃止

支給地域見直しにより非支給地となるため、段階的に支給割合を減じる。

エ 通勤手当の支給限度額の引上げ

支給限度額を、現行の月額55,000円から150,000円に引き上げる。

オ 管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大

平日深夜に災害対応等により勤務した場合の支給対象時間を、現行「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大する。

カ 特定任期付職員への勤勉手当支給及び業績手当の廃止

(3) 施行期日

令和7年4月1日施行

【改正概要と関係条例相関表】

改正概要	対応改正条例※
1 民間給与との較差に基づく給与改定	
(1) 月例給 給料表水準の引上げ	一般職給与条例等改正条例 第1条、第3条
(2) 特別給 期末手当及び勤勉手当支給割合の増及び6月期、12月期支給割合の平準化	一般職給与条例等改正条例 第1条、第2条
特別職及び議会の議員の期末手当支給割合の増及び6月期、12月期支給割合の平準化	特別職給与改正条例 第1条、第2条
(3) 寒冷地手当の引上げ	一般職給与条例等改正条例 第1条
2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備	
(1) 月例給 給料表の改定	一般職給与条例等改正条例 第2条
(2) 諸手当 ア 再任用された職員への手当支給の拡大	一般職給与条例等改正条例 第2条、第11条
イ 扶養手当の改定	一般職給与条例等改正条例 第2条
ウ 地域手当の廃止	一般職給与条例等改正条例 第2条、第5条から第10条まで
エ 通勤手当の支給限度額の引上げ	一般職給与条例等改正条例 第2条
オ 管理職員特別勤務手当の支給対象時間拡大	一般職給与条例等改正条例 第2条
カ 特定任期付職員への勤勉手当支給及び業績手当の廃止	一般職給与条例等改正条例 第4条

※ 一般職給与条例等改正条例 = (議案第1号) 伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 特別職給与改正条例 = (議案第2号) 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例